

令和2年4月30日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症にかかる介護員養成研修
(介護職員初任者研修・生活援助従事者研修)の臨時的な取扱いについて」に関する確認事項

東京都福祉保健局生活福祉部地域福祉課
指定・指導担当

- 確認日：令和2年5月1日（金）
- 確認先：老健局振興課人材研修係
- 確認方法：電話

1 当事務連絡発出の経緯は。

介護員養成研修について、当方（老健局）では、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する中であっても規定の範囲内での実施としてきたところである。通信時間の上限40.5時間も崩さず、規定の範囲内で実施することで研修の質及び訪問介護員の質を保ってきた。

しかし、人員基準等の臨時的な取扱いが発出されたことにより、少しでもサービス提供に従事したことがある者であれば、訪問介護員（有資格者）として従事できることとなってしまった。

例えばデイサービスで2日程度働いただけの人でも訪問介護員（有資格者）として従事できる一方、通常どおり初任者研修修了のルートで訪問介護員になろうとする者については、130時間の講義、演習が必須となることについて、様々意見や要望を受けた。

このことにより、介護員養成研修でも何らかの措置をせざるを得なり、今回の事務連絡発出に至った。

だが、すぐに通信形式による授業に対応できる事業者がいるかどうかは不明な部分である。まず、このコロナ感染拡大の状況下で、早急に代替教材や通信機器を準備するのは難しいと想定している。

2 本文中、実施の際の留意点として記載されている「OJT等」及び「補講等」は必須か。

必須である。

本来、演習・実習により介護技術を学ぶ介護員養成研修において、通信形式において130時間学んだだけでは、やはり演習・実習により体得する部分は身につけることができないと考える。

そのため、まず、従事開始の際には、有資格者との同行訪問などを通じたOJT等を求める。

また、通信上限を超えた研修の実施及びその研修の修了者を訪問介護員として従事させることができるのは「新型コロナウイルス感染症の影響下限り」であるから、新型コロナウイルスが終息となれば、通信上限を超えて実施した部分については、改めて補講を行うことにより、通常の介護員養成研修修了と同等の研修内容を履修する必要がある。

3 「当該対象者を雇用する事業所に対して、従事開始に伴い、有資格者との同行訪問などを通じた
O J T等を行わせるようにすること。」について

① 「O J T等の実施を行うよう」当該対象者を雇用する事業所に対して指示する主体はどこであると
想定されているか。

当課においては、当該対象者を雇用する事業所との直接的なつながりはなく、当課において直接こ
のような指示をすることは困難を極める。

貴課発出の事務連絡をもって、関係機関に対して当該対象者を雇用する事業所へのO J T等実施の
指示を依頼することが可能であると理解して良いか。

都道府県において判断してほしい。

**都道府県から区市町村を通じて事業所に指示する方法や、研修の実施主体から受講生本人に伝え、
受講生が従事開始時にその旨を申し出る等が想定される。**

② O J T等の実施について、実施したことを確認する主体はどこであると想定されているか。

上記①同様、当課において介護事業所等におけるO J T等の実施を直接確認することは困難を極め
る。

**O J T等の実施は必須であるが、都道府県の確認手法は問わない。O J T等は、従事開始の際には
当然実施されるものと思われる。**

③ 当該対象者を雇用する事業所に対しては、当該対象者にO J T等の実施及び上記②の主体に対する
報告が義務づけられるのか。義務付けられる場合、根拠は何か。

②の回答のとおりであり、実施及び報告は義務付けではない。

④ O J T等の「等」とは何を想定されているか。

事業所内の演習や実習、研修事業者においてO J T等を想定した演習を実施する等。

4 「これらの研修が再開された場合は、実務に就いた経験等を踏まえ補講等を行うこと。」について

① 「これらの研修」とは何を指しているか。

通常の介護員養成研修。

② 「(これらの研修が) 再開」とは、何を意味しているか。

コロナが終息し、通常どおり介護員養成研修が実施できるようになった時。

③ 「実務に就いた経験等を踏まえ」とあるが、臨時的取扱いにより実施された介護員養成研修を修了
し、実務に就く前の者についてはどのような取扱いを想定しているか。

補講の内容は「実務に就いた経験を踏まえた内容」のみによるものではない。

実務歴や代替授業を実施した時間及び内容等により、必要な補講は人による。

**実務に就く前の者であれば、実務歴がある者よりも補講時間、内容を多くする等により実施してほ
しい。**

④ 補講の実施主体はどこであると想定されているか。

代替授業により修了認定をした研修事業者が補講を行うべきであるか。

研修事業者や、各都道府県（福祉人材センター等）が主体になることができると思うが、都道府県判断に委ねる。

都において、補講まで実施できる研修事業者にのみ今回の取扱いを認めることとすることや、各都道府県が補講の主体になる等を検討してほしい。補講の実施主体が見つからないのであれば、通常どおりの研修を実施すれば良い。

⑤ 補講にかかり発生する費用は誰が負担することを想定されているか。

受講生に了承が得られるなら受講生、研修事業者が協力してくれるなら研修事業者など。

代替方法による場合、通常の研修を実施する場合に比べて研修事業者の経費（人件費や会場費など）は減ると想定されるので、そこで飲み込むなど。

どこが負担するかを決めているものではない。各研修事業者と調整してほしい。

負担する主体が見つからないのであれば、通常どおりの研修を実施すれば良い。

⑥ 補講の実施を確認する主体はどこであると想定されているか。

実績報告書を受ける研修所管部署は、当然どの受講生が代替方法による研修を受講したかを把握できるはずである。補講が必要な者の把握をする研修所管部署が、補講が完了したことも把握できると想定する。

また、勤務先の事業所に対しても、今回の取扱いによりＯＪＴ等や補講が必要な者であることが分かるようにすべきである。例えば、修了証明書は様式が定められているので本文を変えることはできないが、余白が多い様式ではあるので、余白にＯＪＴ等と補講が必要な旨を補記し、ＯＪＴ等及び補講が終了したら、改めて補記のない修了証明書を発行することや、ＯＪＴ等及び補講修了の証明書を発行することなど。

⑦ 補講はどのような内容を想定されているか。

上記③の回答のとおり、実務歴や代替授業を実施した時間及び内容等により、必要な補講は人によるため、一概に言えない。

5 その他

- ① 「介護員養成研修の取扱細則について」に規定されている「通信で実施できる時間上限」を超えて実施した研修の修了者は、通常の修了者と同じ扱いはできず、事務連絡本文の留意事項に記載の内容を実施した者でなければ正式に「介護員養成研修の修了者」とみなすことができないのか。

介護業務に従事する場合と、他の研修（実務者研修等）の科目免除を受ける場合それぞれについて回答を求める。

通信の上限を撤廃した研修を実施できること、及びその研修を修了して訪問介護員として勤務できることは、新型コロナウイルス感染症の影響下限りの臨時的な取扱いである。

通信の上限を撤廃した研修の条件として「ＯＪＴ等」と「補講等」があるため、当然「ＯＪＴ等」と「補講等」を実施されなければ、新型コロナウイルス感染症が終息した後は訪問介護員として勤務することはできない。

他の研修の科目免除も、「ＯＪＴ等」と「補講等」が実施されてからでないと受けることができない。

- ② 事務連絡本文に「今般の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響下限りの取扱い」と記載があるが、「新型コロナウイルス感染症の影響下」と考えることができる状況について具体的な回答を求める。

具体的には決まっていない。

これは当事務連絡に限らず、当省が発出する各事務連絡・通知においても同様と思われる。

何をもって終息とし、どのように臨時的取扱いを終了するのか、まだ決まっていない。

- ③ 実技演習を通信形式で実施するとは、どのような場合を想定されるのか。

都道府県において判断してほしい。都道府県において、取扱細則に定める「評価ポイント」に記載の内容が達成されると判断できるのであれば、実施可能である。

以下、●が当方（東京都）、○が先方（老健局）

● 例えばどのような方法か。

○ **想定できない。通信形式により体得できない部分があるから、ＯＪＴ等や補講を求める。**

● それでも１３０時間で修了とし、修了証を発行するのであるから、修了証を発行する時点で通常の初任者研修修了者と同等のレベルに達する必要があるのではないか。

○ **レベルで考えると、全て通信形式により実施した研修の修了の方が、通常の研修修了者よりもレベルが高いこともあり得る。人による。**

● 実技演習により体得できない部分がある、ということは、通信形式では通常の研修の修了のレベルには達しない、ということなのか。それでは修了証明書は出せないと思うが。

○ **通信形式では修了と認められないと判断されるのであれば、今回の取扱いをしないで通常通り実施していただければよい。こちらも通信の上限を撤廃してください、と言っているものではない。通信の上限を撤廃してでも実施されたい場合は、都道府県の判断により実施して良い。ただし、ＯＪＴ等と補講は必須とする。**

● 実技演習を通信形式で実施する想定が何もない、できる可能性がない、と考えるのであれば、当事務連絡は誰も実現できないものになるのではないか。

○ 一人一人が机に向かって受講する方法ではなく、例えばライブ配信により講師と会話しながら進めることや、少人数ずつ集まり、それをライブ配信でつなげることなどの方法によればできる可能性はないとは言えない。

● 取扱細則の「各項目の到達目標、評価、内容」に記載のものは実施しなければならないと思うが、例えば「9 こころとからだのしくみと生活支援技術」の中の移動・移乗の科目の内容には「移動介助（車椅子、歩行器、つえ等）」と記載されている。これも何らかの方法で実施しなければ修了認定はできない、ということか。

○ その記載は「内容例」のものである。例なので必須ではない。必須かどうかは都道府県により判断してほしい。

● 同項目の「修了時の評価ポイント」には、複数項目において「介助を行うことができる。」とある。これは通常、実技演習の中で受講生が実際にやってみて、講師が評価をしているものである。この部分については、何らかの方法で「受講生が実際にやってみる」という環境を作らなければならないのか。

○ 「修了時の評価ポイント」には「介助を行うことができる。」と書いてあるのみであり、今回の取扱いに限らず、そもそも「受講生が実際に介助しているところを見て評価すること」ことは規定していない。

④ 実技演習の部分ではなく、講義の部分において通信の上限を超えた場合も「OJT等」や「補講等」が必要か。

必要。

今回の取扱いは、「通信の上限を超える場合」の取扱いであるため、通信の上限40.5時間の枠を超えるのであれば、全てOJT等と補講は必要というものである。

ただし、OJT等及び補講の内容は前述のとおり受講生の状況（勤務経験等）により検討すること。

【追加確認事項】

- 確認日：令和2年5月7日（木）
- 確認先：老健局振興課人材研修係
- 確認方法：電話

1 本来講義で実施している部分のみ通信上限を超えて通信で実施した場合も、スクーリングでの補講が必要か。

「補講はスクーリングで実施すること」とは明記していないが、補講は当然スクーリングで実施されるものとする。

通信上限を超えて実施した研修の修了者は全て補講が必要、としているものであり、通信上限を超えて実施した部分についてのみ補講を求めているものではない。

修了生の勤務実績等に応じて、補講の内容は都において決めていただければ良い。

2 補講の実施時間は都において判断して良いか。

判断して良い。

3 従事開始よりも補講が先行した場合にもOJT等が必要か。OJT等を必須とすると、他の研修の科目免除を受けたい場合、他の研修受講前に必ず勤務することを求めることになってしまう。

OJT等は必要。他の研修の科目免除を受けたい場合、OJT等の実施予定日を確認して、科目免除を可能とする等の取扱いが都において判断してほしい。